

各高齢者施設・事業所 管理者 殿  
(県所管施設・事業所)

宮崎県福祉保健部長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

5類移行後の高齢者施設・事業所における対応について  
(令和6年4月1日以降の取扱い) (第5報)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

高齢者施設・事業所におかれましては、5類移行後においても日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいております。今冬の感染拡大にも十分な御対応をいただいたことと存じます。

今般、国において、令和6年3月末をもって通常の医療提供体制への移行期間を終了し、同年4月以降は通常の医療提供体制に完全移行することが決定されました。

これに伴い、令和6年4月以降の取扱いにつきまして、次のとおりお知らせしますので、御理解と御協力をよろしくお願ひします。

記

**1 高齢者施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の報告について**

高齢者施設・事業所内で職員・利用者が感染した場合は、これまで宮崎県電子申請システムにより発生報告等をいただいておりますが、令和6年4月以降、本取扱いを廃止します。

今後、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が施設・事業所内で発生した際は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(参考1)」(平成17年2月22日付け厚生労働省老健局長ほか連名通知)に基づき、以下のとおり御報告をお願いします。

**ア 報告対象**

県が所管する全ての施設・事業所(※)

※市町村が所管する施設・事業所については、指定権者(各市町村)に御報告ください。

**イ 報告時期**

集団感染発生時(以下①又は②のいずれかに該当するとき)

① 同一の感染症等による死亡者又は重症者が1週間内に2名以上発生したとき

② 同一の感染症等による感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき

## ウ 報告方法

以下①～③に対し、電話による報告

- ① 県長寿介護課
- ② 所管保健所
- ③ 所在市町村高齢者福祉担当課

## 2 施設・事業所における感染対策について

### (1) 感染対策等の手引きについて

高齢者施設・事業所における感染症への基本的な考え方、日頃の対策、感染発生時の対応等については、「感染対策の手引き（参考2）」、「感染対策事例集（参考3）」や、「平常時の感染対策チェックリスト（参考4）」を御確認ください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いがある利用者のケア等に当たる場合には、「施設内療養時の対応の手引き（参考5）」により御対応をお願いします。

### (2) 医療提供体制の確保について

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が施設・事業所内で発生した際に備え、あらかじめ協力医療機関、かかりつけ医等と往診等の対応方針を定め、利用者に必要な医療が適切に提供される体制を確保いただくようお願いします。

## 3 県の支援策について

### (1) 衛生用品（ガウン・マスク等）の提供について

これまで、県では、感染発生時に当面の衛生用品が不足する場合、提供可能な体制（施設系サービスのみ）をとっておりましたが、「新型コロナウイルス感染症に係る衛生用品等の取扱いについて」（令和6年1月11日付け243-2304宮崎県福祉保健部長寿介護課長通知）においてお示ししたとおり、「感染対策が常態化している現状等を踏まえ、今後、衛生用品の配付は行わないこと」としております。

今後は、各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対応できるよう日頃から十分な備蓄をお願いします。

### (2) 従事者への集中的検査について（抗原検査キットの配付）

高齢者施設（施設系サービスのみ）の従事者（職員）を対象とした集中的検査（抗原検査キットの配付）については、令和6年3月22日受付分をもって配付を終了しました。

今後は、各施設・事業所において、検査等の御判断、御対応をお願いします。

### (3) サービス提供体制確保事業費補助金について（かかり増し経費の補助）

新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所に対するかかり増し経費の支援である「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」は、令和6年3月31日までに発生した経費をもって終了となります（参考6）。令和6年4月1日以降に発生した経費は、補助の対象外となりますので御留意ください。

なお、令和6年1月1日から3月31日までの発生分に係る申請受付は、令和6年4月19日が期限となっておりますので、期限までの申請をお願いします（※）。

※令和5年12月31日までの発生分に係る申請受付は、既に終了しております。

#### 4 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて

通常の医療提供体制への完全移行に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについても、見直されております（別添1）。

ほとんどの臨時的な取扱いについては、令和6年3月31日をもって廃止されますが、一部の臨時的な取扱いについては、令和7年3月31日まで延長されておりますので、十分に御確認をお願いします。

#### ○参考資料

【参考1】厚生労働省ホームページ「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf>

【参考2】厚生労働省ホームページ「介護現場における感染対策の手引き 第3版」

○URL：[mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf)

【参考3】「新型コロナウイルス感染症対策事例集」（令和4年3月県福祉保健部作成）

○URL：[https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/50448/50448\\_20230725154705-1.pdf](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/50448/50448_20230725154705-1.pdf)

【参考4】「平常時の感染対策チェックリスト」（令和5年12月県福祉保健部長寿介護課作成）

○URL：[https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/50448/50448\\_20240118160148-1.pdf](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/50448/50448_20240118160148-1.pdf)

【参考5】厚生労働省ホームページ「施設内療養時の対応の手引き」

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

【参考6】県ホームページ「介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp//choju/koureisya/kaigohoken/20240221160619.html>

【別添1】「令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」

【問合せ先】	
○施設系サービスに関すること 担 当：長寿介護課施設介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： <a href="mailto:shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp">shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp</a>	○居宅系サービスに関すること 担 当：長寿介護課居宅介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： <a href="mailto:kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp">kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp</a>